

山梨県公報

第二千六百九十七号

平成二十九年

五月十八日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定(二件)……………三八三
- 県営土地改良事業の完了……………三八三
- 道路の区域変更(二件)……………三八三
- 道路の供用開始(二件)……………三八四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三八四
- 一般競争入札について……………三八五
- 特別保護地区の指定について……………三八六
- 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………三八七
- 公安委員会……………三八七
- 技能検定員等審査の実施……………三八七

告示

山梨県告示第百六十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期限

平成三十二年五月五日

山梨県告示第百七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
巨摩公立病院	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期限

平成三十二年五月八日

山梨県告示第百七十一号

県営土地改良事業(穂積地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十九年二月十日をもって完了した。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

南巨摩郡身延町夜子沢字神田六六五番地先
から
南巨摩郡身延町夜子沢字日向官有無番地先
まで

	新	旧
	五・四 三一・六	三・六 九・〇
		二八三・七
		二八三・七
		二五九・八

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六番六地先から 北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六番六地先まで	一七・二 三六・五	一九・〇 四二・二		六六・五

山梨県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
-------	-----	-----	--------------	-------------

一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五八番一地先から 北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六番六地先まで	一九六・一	平成二十九年五月十八日
------	-------	--	-------	-------------

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年六月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二地先から 南都留郡富士河口湖町大石字鐘撞戸一四九八番三地先まで	三六〇・三	平成二十九年五月十九日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年五月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人かえる舎
 - 2 代表者の氏名 斎藤和真
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、若者の地元離れによる人口減少問題に対し

て、若者が生まれ育った地への愛着や誇りを持ってもらうために、地域が若者を育て、若者たちが地域の未来を育てていくような地域教育事業を行い、若者が地域に興味を持つきっかけづくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年五月十二日から同年六月十二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 第3期統合サーバ基本設計業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 契約期間 契約締結の日から平成三十年一月十二日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

(六) この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十九年山梨県告示第二百二十九号)の一定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「情報処理」又は「システム開発」が含まれること。

4 I S M S 適合性評価制度における認証を取得している者であること。

5 調達をする役務を確実に提供することができることを別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十九年五月十九日(金)から同年六月二日(金)まで(山梨県の休日と定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 平成二十九年五月十九日(金)から同年六月二日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、交付に当たっては、三4の要件を満たす者であることが確認できる書類の写しを提出すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年六月二十七日(火) 午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアールーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに平成二十九年六月二十六日(月)までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他
(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二三―一四一七)
※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:
Contract for basic system design for server integration 1 Set
- 2 Date and time for tender:
11:00 AM June 27, 2017
- 3 Bureau in charge:
Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 特別保護地区の指定について
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から平成二十九年五月三十一日までに縦覧に供する。
平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 山中湖特別保護地区
1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖満水時(海拔九百八十一メートル)水面全域
- 3 特別保護地区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区
(二) 特別保護地区の指定目的 山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐら又は採餌場として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロ、ミコアイサ等が多数確認され、県下でも屈指の越冬場所となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある中核的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
 - (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十九年五月十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施設要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字大倉五八〇六から五八〇九まで	羽田治久

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示 平成二十九年四月六日山梨県告示第三百三十八号

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十九年五月十八日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 平成二十九年六月二十日（火）、六月二十一日（水）、六月二十二日（木）及び六月二十三日（金）の午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 3 受付期間及び場所

- 1 期間 平成二十九年六月五日（月）から同年六月十二日（月）まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千百円
(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円
(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千五百円
- (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二

万千七百円

2 教習指導員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千六百円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千四百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千七百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。